中部電力パワーグリッド株式会社サービスエリアにお住まいのお客さま

1. 対象地域

○ 災害救助法が適用された市町村の隣接市区町村

【岐阜県】高山市、飛騨市、大野郡白川村

【長野県】大町市

2. 特別措置の内容

(1) 電気料金の支払期日の1ヶ月間延長

2023年6月分(災害救助法の適用日以降に支払期日(検針日の翌日から30日目)を迎えるものに限る)、7月分、8月分および9月分の電気料金を対象として支払期日をそれぞれ1ヶ月間延長いたします。

(2) 不使用月の電気料金の免除

被災時から継続して電気を使用していない場合は、被災日が属する月分の次 の月分の電気料金から6ヶ月間に限り、電気料金を申し受けません。

- (3) 被災により使用できなくなった設備の基本料金免除 被災により一時使用不能となった電気設備について、2024 年 1 月末日までの 間は、その使用不能設備分の基本料金を申し受けません。
- (4) 工事費負担金等相当額の免除

中部電力パワーグリッド株式会社が当該大雨災害に対して実施する、託送料金などの特別措置における「工事費負担金等の免除」または「臨時工事費の免除」の適用基準に該当する場合は、工事費負担金等相当額を申し受けません。